

妙高市インターンシップ受入促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業等への若者の就労を促進するため、市内の中小企業者等が行う学生のインターンシップの受入に要する経費に対して、予算の範囲内において妙高市インターンシップ受入促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、妙高市補助金等交付規則（平成19年妙高市規則第14号。以下「規則」という。）、妙高市補助金交付基準（平成19年妙高市訓令第4号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院、短期大学等を含む。）、高等専門学校又は専修学校（以下「大学等」という。）に在籍する者で満18歳以上のものをいう。
- (3) インターンシップ 在学中の学生が、中小企業者等の事業所等において行う就業体験をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、第1号の規定は適用しない。

- (1) 市内で事業を営む中小企業者又は市内に住所を有する個人事業主であること。
- (2) インターンシップを2日間以上実施し、そのうち実施期間の半分を超える日数を対面での実施（オンラインではなく、職場等での実施をいう。）をしていること。
- (3) 納付期限の到来した市税を完納していること。
- (4) 妙高市暴力団排除条例（平成24年妙高市条例第7号）第2条に規定する暴力団員でないこと。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業は、中小企業者等が実施するインターンシップに2日間以上参加する学生の負担を軽減するために行う支援（以下「助成対象事業」という。）とする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、助成対象事業に要する経費のうち、別表第1に定めるものとする。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、助成対象者がインターンシップに参加した学生に対して支援した額の合計額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、別表第2の左欄に掲げる学生が在籍する大学等の所在地の区分に応じ、同表の右欄に定める助成対象者へ助成する上限額を限度とする。

2 一の企業において一の学生が複数回にわたりインターンシップを行うときは、助成金の交付

は年度内で1回を限度とする。

(交付申請等)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、インターンシップが終了した日から1月以内(当該インターンシップの日が3月に属するときは、同月末日まで)に、妙高市インターンシップ受入促進事業助成金交付申請書兼請求書(別記様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書兼請求書の提出があったときは、これを審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、妙高市インターンシップ受入促進事業助成金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告の特例)

第8条 規則第14条の規定による実績報告は、前条第1項の規定による交付申請により行うものとする。

(額の確定等の特例)

第9条 規則第15条の規定による額の確定及び通知は、第7条第2項の規定による額の決定及び通知により行うものとする。

(決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

2 第1項の場合において、市長は交付決定者に対し既に交付されている補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助制度の見直し)

第11条 市長は、この要綱の施行の日から3年を超えない期間ごとに、各条項が他の法令、社会経済情勢等と比較して整合性が取れているかどうかを検討するものとする。

2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この要綱の見直しが必要であると判断したときは、速やかに、見直し等の措置を講じるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

別表第1 (第5条関係)

助成対象経費	内容
交通費	公共交通機関を用いた交通費で最も経済的かつ合理的に算出された実費
宿泊費	インターンシップ開始日からインターンシップ終了日までの期間に利用した宿泊施設の宿泊費。ただし、1夜につき16,000円を上限とする。

備考

1 タクシー料金は対象外とする。

- 2 その経費の額や支払先等を証明する書類が提出できないものは、対象外とする。
- 3 他の助成金等を受ける経費は、対象外とする。

別表第2（第6条関係）

学生が在籍する大学等の所在地	助成対象者へ助成する上限額（1人当たり）	
妙高市を除く新潟県内の市町村	実施期間が2日間の場合	16,000円
	実施期間が3日間の場合	24,000円
	実施期間が4日間の場合	32,000円
	実施期間が5日間以上の場合	40,000円
県外	実施期間が2日間の場合	30,000円
	実施期間が3日間の場合	45,000円
	実施期間が4日間の場合	60,000円
	実施期間が5日間以上の場合	75,000円